

(ステップアップ支援補助金 対象者要件)

中小企業等経営強化法第2条第1項に定める中小企業者

対象者は、下記 1 又は 2 の中小企業者（中小企業等経営強化法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者。以下同じ。）で、市内に事業所を置くものとします。

1 下記（1）及び（2）をいずれも満たす者

（1）資本金又は従業員数（常勤）が下表 1 の数字以下となる

【表 1】

業種分類	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業その他 （注 1）	3 億円	300 人
卸売業	1 億円	100 人
サービス業	5 千万円	100 人
小売業	5 千万円	50 人
ゴム製品製造業（注 2）	3 億円	900 人
ソフトウェア業又は情報処理サー ビス業	3 億円	300 人
旅館業	5 千万円	200 人

注 1：上記「卸売業」から「旅館業」まで以外の業種が該当します。

注 2：自動車又は航空用タイヤ及びチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く。

（2）個人事業主又は会社〔会社法上の会社（有限会社を含む）および士業法人〕

2 下表 2 のいずれかの形態である者

【表 2】

・ 企業組合 ・ 協同組合 ・ 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合（「工業組合」「商業組合」を含む）、商工組合連合会（「工業組合連合会」「商業組合連合会」を含む）、商店街振興組合、商店街振興組合連合会 ・ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合
